

2025年 7月18日

神奈川県労働局長  
児屋野 文男 殿

全日本自動車産業労働組合総連合会  
神奈川県労働組合協議会 議長 高橋



## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、神奈川県自動車・同附属品製造業の最低賃金の新設の決定を下記のとおり申し出る。

### 記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

神奈川県において自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者人50,965人

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

神奈川県において自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者。

ただし、次に掲げる者は除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

以上 約5,916名

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

神奈川県自動車・同附属品製造業

4. 申出の内容

上記3の最低賃金の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。



5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が2分の1に達していることから法定最低賃金の決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 32,027人

- ・賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数 32,027人 (A)
- ・神奈川県における自動車・同附属品製造業を営む使用者に適用される基幹的労働者数 50,965人 (B)

$$A \div B = 62.8\%$$

- ・労働協約上の賃金の最も低い額 = 1,242円/時間額

6. 添付書類

- ・最低賃金申請組合
- ・協定書
- ・合意書および委任状

以上

## 特定最賃申し出の申請組合

No.	組合名	月額金額 (単位：円)	所定労働時間 (時間)	時間額
1	日産自動車労働組合本社支部	203,000	1952	1,248
2	日産自動車労働組合横浜支部	203,000	1952	1,248
3	日産自動車労働組合追浜支部	203,000	1952	1,248
4	日産自動車労働組合座間支部	203,000	1952	1,248
5	日産自動車労働組合NTC支部	203,000	1952	1,248
6	アディエント労働組合	206,000	1952	1,270
7	三菱ふそう労働組合本社支部	202,200	1952	1,244
8	パプコ労働組合	226,550	1952	1,400
9	いすゞ自動車労働組合藤沢支部	205,000	1952	1,261
10	東京ラヂエーター労働組合	205,000	1952	1,260
11	武部鉄工所労働組合	202,048	1952	1,242
12	日本発条労働組合	195,000	1870.4	1,251
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				